

JAB MS502-2010 D2 に対する意見提出者

(順不同、敬称略)

| 提出者名 |
|---------------------------------|
| 日本検査キューエイ 株式会社(JICQA) |
| 財団法人 日本品質保証機構 (JQA) 品質推進室 佐藤根隆之 |
| 社団法人 日本能率協会審査登録センター(JMAQA) |

認証範囲及びその表記に関する基本的な考え方（JAB MS502-2010 D2）に対するパブリックコメント及び処置

| No | コメント提出者 (敬称略) | 条項 No. | 行 No. | コメント 区分 | コメント内容 | 提案 | JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用) |
|----|------------------|-----------|----------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | JICQA | 表題 | | G | 表題は、要求事項を連想させ、本文書がCBに対する推奨事項であり、要求事項を示すものではないことがまったく見えない。本文1. 目的を読まなければ当該文書の性格が把握できないような文書制定は不可である。 | JIPDEC 文書に倣って、表題の前に「MS 認証機関認定に関する推奨事項」を補う。 | 「マネジメントシステム認証機関に対する推奨事項 - 認証範囲及びその表記に関する基本的な考え方 - 」とします。 |
| 2 | JQA 佐藤根隆之 | 4.1 | 4 | T | 「認証範囲は・・・業務プロセス全体を含むことが望ましい。」とされているが、この表現では、組織の一部分を認証することが許容されない可能性があり、ガイドラインにあるように、一部を認証する場合を含んだ表現にする。 | 例えば、「認証範囲は、組織の一部であっても認められるが、適用規格が取り扱う利害関係者に関連する、製品・サービスの一連の業務プロセスを含む、重要な組織活動が含まれることが望ましい。」とする。 | × この文書は推奨事項を示すものであり、個々の事例について実際にどのように対応するかは認証機関が判断されることです。また、「・・・が望ましい」という表現は、それ以外の方法は許容されないと解釈されるものではありません。 |
| 3 | JQA 佐藤根隆之 | 4.2 | 12 | Q | 「認証範囲に適用を除外・・・適切である事を確認する」はISO9001の要求事項である。本文書は全てのMS規格を対象としていると考えられるが、ISO9001をここで取上げた意図は何か。 | | 回答： ISO 9001 もこの文書の対象のひとつであることから、「適用除外」について言及が必要と考えられたためです。 |
| 4 | JQA 佐藤根隆之 | 4.2 | 15 | T | 「全体的な適合、不適合を判断する」とは何が全体的か意味不明。前に「個々の事例」とあるのは個々の登録（申請）事例の事と考えら | 「個々の事例について、認証範囲が規格の意図に沿って適切に設定されるよう充分に配慮し、その適合、不適合を判断する事は機関 | この項は、認証審査において、要求事項のひとつひとつの項目への適合を追求するのではなく、そのマネジメントシステムが規格の意図を実現できるよ |

| No | コメント提出者 (敬称略) | 条項 No. | 行 No. | コ メ ン ト 区 分 | コメント内容 | 提案 | JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用) |
|----|------------------|-----------|------------------|----------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | | | れるが、個別案件の審査について全体的な判断を下すという表現には違和感がある。 | の責任である。」とする。 | うに機能していることを確認すべきという趣旨を述べておりますが、わかりにくいとのご意見をうけ、次のとおり修正いたします。「・・・十分に配慮し、そのマネジメントシステムが全体として適用規格の要求事項に適合しているといえるかを判断することは、機関の責任である。」とします。 |
| 5 | JMAQA | 4.2 | 第 二 段 落 | T | 「本来認証範囲に含めるべき活動」の基準が示されていない。 | 「本来認証範囲に含めるべき活動」の基準を示した文書を参照文書として引用するか、本文書の中に明記すべきと考える | × 付表 1 に認証範囲の好ましい例を示しています。 |
| 6 | JMAQA | 5 | d) | T | 「外部委託の程度を考慮する」では不十分である。 | 「外部委託の程度が～である場合は、表記する」または「～である場合は表記しない」というわかりやすい表現に修正する。 | × 組織によって外部委託のありようは千差万別であり、認証機関において、個々の事例に応じて判断していただく必要があります。これについて一律に基準を示す具体的な記述をすることは困難です。 |
| 7 | JQA 佐藤根隆之 | 付表 1 | 5 | T | c) に「食品安全ハザードの大きい製品」とあるが、一般的に食品安全ハザードに大小は無いと考えられる。 | 「食品安全リスクの大きい製品」とする。 | ISO 22000 では「ハザード」が用いられておりますが、一般のリスクマネジメントの考え方において理解しやすいよう、「食品安全に対するリスクの大きい製品を含む。」とします。 |
| 8 | JMAQA | 付表 1 | 全 て | T | 「好ましい」の意味が不明。 | ここに例示された認証範囲の設定が、「本来認証に含めるべき活動」であると明言し、それらが申請範囲から除外されている場合、その理由が正当でなければ認証を与えない、と明記したほうがわかりやすい。 | × この文書は推奨事項を示すものであり、個々の事例について実際にどのように対応するかは認証機関が判断されることです。原案のように、好ましい例を提示することで十分と考えます。 |